

洋野町耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

洋 野 町

洋野町耐震改修促進計画

洋野町耐震改修促進計画(以下「促進計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第5条第7項に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

本促進計画の目標年次を平成27年度とし、計画期間を9年間(平成19年度から平成27年度)とする。

(1) 想定される地震の規模、被害の状況

地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、次の「宮城県沖地震(1978年に宮城県沖で発生したマグニチュード(M)7.4の地震に代表される、陸寄りの海域を震源域として繰り返し発生する大地震)」が発生する確率は、平成20年1月から10年以内では60%程度、30年以内では99%となっています。県南部を中心に県内の広い地域において震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されており、洋野町においては震度5弱程度と予測されています。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、沿岸を中心として本町も地震防災対策推進地域に指定されています。また、県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸型直下型地震や三陸沖北部の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。

洋野町地域防災計画によれば、建物の全壊棟数は、0棟(宮城県沖連動地震 震度5弱 想定)と想定されています。

(2) 耐震化の目標等

ア 住宅及び多数の者が利用する建築物

耐震化の現状(平成18年度)

住宅 総数約 7,820 戸うち約 3,876 戸(約 49.6%)が耐震性有りと推計されます。

多数の者が利用する建築物 総数約 27 棟のうち約 11 棟(約 40.7%)が耐震性有りと推計されます。

耐震化の目標(平成27年度)

住宅 耐震化率を 66.6%とすることを目標とします。

多数の者が利用する建築物 耐震化率を 100%とすることを目標とします。

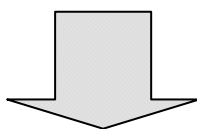
耐震診断の目標

住宅 平成21年度までに 57 戸、平成22年度から平成27年度までに 90 戸の耐震診断が行われることを目標とします。

多数の者が利用する建築物 旧耐震基準による建築物で耐震診断未実施のものうち、建替えや用途廃止等が決定しているものを除き、平成 27 年度までに 7 棟において耐震診断が行われることを目標とします。

住宅及び多数の者が利用する建築物

用途等	平成 18 年度 (現状)				
	総数 A	旧耐震基準 による建築 物 B	耐震性有り C	新耐震基準 による建築 物 D	耐震化率 E
住宅	7,820	4,152	208	3,668	49.6
多数の者が利用する建築物	27	16	1	10	40.7



用途等	平成 27 年度 (目標)					
	総数 F	旧耐震基 準による 建築物 G	現状で耐 震性あり H		新耐震基 準による 建築物 J	耐震化率 K
			平成 27 年 度までに 改修 I			
住宅	8,300	2,950	148	30	5,350	66.6
多数の者が利用する建築物	20	10	1	9	10	100.0

単位:戸(住宅)、棟(多数の者が利用する建築物)

規模要件 (住宅を除く)	小学校、中学校、盲学校、聾学校、擁護学校	階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	老人ホーム、老人福祉センター等	階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上
	上記以外の学校、病院、庁舎、その他	階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上

耐震化率: $E = (C + D) / A$ 、 $K = (H + I + J) / F$

イ 公共建築物

耐震化の現状(平成 18 年度)

公営住宅 117 棟のうち 106 棟(90.6%)が耐震性有りと推計されています。
学校 19 棟のうち 6 棟(31.6%)が耐震性有りと推計されています。

病院 1 棟のうち 1 棟(100%)が耐震性有りと推計されています。
地方公共団体の庁舎等 7 棟のうち 4 棟(57.1%)が耐震性有りと推計されています。

耐震化の目標(平成 27 年度)

公営住宅 耐震化率を 100%とすることを目標とします。
学校 耐震化率を 100%とすることを目標とします。
病院 耐震化率を 100%とすることを目標とします。
地方公共団体の庁舎等 耐震化率を 100%とすることを目標とします。

耐震診断の現状(平成 18 年度)

公営住宅 旧耐震基準の 11 棟が耐震診断を未実施となっています。
学校 旧耐震基準の 13 棟中 2 棟(15.4%)の耐震診断を実施しました。

地方公共団体の庁舎等 旧耐震基準の 3 棟全てが耐震診断未実施となっています。

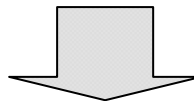
耐震診断の目標

旧耐震基準による公共建築物で耐震診断未実施のものについて、建替えや用途廃止が決定しているものを除き、平成 27 年度までに耐震診断率を 100%とすることを目標とします。

公共建築物

用途等	平成 18 年度(現状)							
	総数 A	旧耐震基準による建築物				新耐震基準による建築物 E	耐震性有りの建築物 (推計値) F	耐震化率 (推計値) G
		耐震診断済 C	診断率 C / B	耐震性有り D	耐震化率 C / B			
公営住宅	117	11	0	0	0	106	106	90.6
学校	19	13	2	15.4	0	6	6	31.6
病院	1	0	0	0	0	1	1	100
庁舎等	7	3	0	0	0	4	4	57.1

庁舎等(庁舎・会館・図書館・体育館・老人福祉施設)



用途等	平成 27 年度(目標)					
	総数 H	旧耐震基準による建築物			新耐震基準による建築物 L	耐震化率 M
		現状で耐震性有り J	平成 27 年度までに耐震化 K	耐震化率 J / I		
公営住宅	118	0	0	0	118	100
学校	12	7	0	7	5	100
病院	1	0	0	0	1	100
庁舎等	7	3	0	3	4	100

単位:棟

規模要件(公営住宅を除く)

小学校、中学校、盲学校、聾学校、擁護学校	階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上
幼稚園	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
上記以外の学校、病院、庁舎	階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上

耐震化

率: $G = F / A$, $M = (J + K + L) / H$

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、町は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じていくことを基本的な取組方針とします。

また、町所有施設が防災対策上重要な位置づけにあることから、町有施設の耐震化に対する積極的な取組みが普及啓発の観点からも重要であることから、率先して耐震診断・耐震改修に取り組みます。

(2) 町有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

町有施設のうち、地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設については、個々の立地状況や今後の立替え予定の有無等勘案しながら、耐震診断や耐震改修を進めます。

○災害避難収容施設の現状と目標

洋野町防災計画では、避難対策計画として、防災活動の拠点となる施設、避難場所を地区ごとに選定しており、90 施設が指定されている。旧耐震基準による建築物が34棟、56棟(62.2%)が耐震性有りと推計されます。

平成27年度までに施設の耐震診断・改修等により耐震化率は約77.4%程度となります。

平成 18 年度(現状)

用途	総数	旧基準による建築物	新耐震基準による建築物	耐震化率
庁舎	3	2	1	33.3
学校等	25	15	10	40.0
体育施設等	7	3	4	57.1
社会福祉施設等	3	1	2	66.7
公民館等	40	7	33	82.5
民間施設	12	6	6	50.0
計	90	34	56	62.2

平成 27 年度(目標)

用途	総数	旧基準による建築物	新耐震基準による建築物	耐震化率
庁舎	3	1	2	66.7
学校等	19	2	15	78.9
体育施設等	7	1	6	85.7
社会福祉施設等	3	1	2	66.7
公民館等	41	7	34	82.9
民間施設	11	5	6	54.5
計	84	17	65	77.4

(3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性等について普及啓発に積極的に取組むとともに、建築物の耐震診断及び耐震改修を行おうとする町民を支援する制度の創設に努めます。

(4) 安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

「木造住宅耐震診断支援事業」の円滑な執行が図られるよう県が認定している耐震診断士の活用、耐震改修の技術を有する事業者等の情報提供や紹介、耐震改修に関わる各種相談窓口の情報提供を行います。

(5) 地震時の総合的な安全対策

ア 震災時の拠点となる建築物の機能確保

震災時に拠点となる施設は、構造的に震災時に倒壊しないだけでなく、非常時にも機能を発揮することが必要であるため、ライフラインの耐震対策を進めます。

イ 地震時における緊急輸送道路の確保

災害時における多数の者の円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、県及び町の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路や避難道路に沿った建築物について、耐震化を推進します。

ウ ブロック塀の安全対策

地震によりブロック塀が崩壊すると、死傷者がでるおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障がでる可能性があることから、安全対策を推進します。通学路、避難路避難場所にあるブロック塀等について実態調査に努め、危険箇所がある場合には、所有者に対して、危険性を周知し、必要な対策を講ずるよう促すと共に、日頃の点検の重要性を指導していきます。

エ 家具の転倒防止策の推進

建築物内のタンス、食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動の防止対策方法について、わかりやすいパンフレット、広報誌等により情報提供をしていきます。

オ 地震保険の情報提供

地震による損害を補償し、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るために有効な手法です。このため、町は、地震保険について税制改正において新たに創設された、所得税・住民税に係る地震保険料の所得金額からの控除(地震保険料控除)等の特例処置について、情報提供に努めます。

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成

県は、平成10年3月に「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」作成し、県内全域を対象として、将来起こり得る地震を想定している。想定している中で沿岸北部への影響が大きい地震として設定している震度分布図の洋野町部分を拡大し活用するものとする。当該震度分布図を参照すると当町沿岸部で震度5強から震度4と確認できる。しかし、当該分布図は地震に対する備えとしての参考程度の精度に過ぎないものであることから、その他の補助制度の活用を視野において必要に応じて作成を見直しを検討し、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の課題として意識することができるよう、町民へ周知を図ります。

(2) 相談体制の整備・情報提供の充実

建設課、水産商工課を建築相談窓口として耐震化に関する相談のほか建築に関する相談に応じている。なお、専門的な相談等については、久慈地方振興局土木部建築指導課、関係機関と連携をとって対応していきます。

(3) パンフレット等の活用

耐震診断及び耐震改修を図るため、国、県、関係機関作成のパンフレットを活用するとともに、町独自の事業については、新たなパンフレットを作成し、町民へ耐震改修の周知を図ります。

また、建築物防災週間等の各種行事等の機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ります。

(4) リフォームに併せた耐震改修の誘導

耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことにより、別々に行なうより安価・短期間で行なうことができるなどの利点について普及を図ることにより、リフォームに併せた耐震改修の誘導を行います。

(5) 自治会等との連携

耐震診断及び耐震改修の促進を図るためには、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要であることから各自治会等への情報提供、連携した活動を図ります。

4 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針

耐震促進法において、所管行政庁である知事は、特定建築物の耐震診断や耐震改修のために必要があるときは、特定建築物の所有者に対して、必要な指導・助言をできることとされています。また、一定規模以上の特定建築物の所有者に対しては、更に必要な指示ができるとされており、指示に従わなかった場合には、その旨公表できるとされています。

建築基準法においては、建築物の耐震改修などを行わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認める場合には、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予を付けて、保安上必要な措置をとることを勧告や命令を行なうことができるとされています。

指導等は、建築物防災週間等と一緒に進める場合が多いことから、その際の協力や普及啓発活動等は県と連携を図ります。

5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体による協議会の等の設置

県と県内の市町村、建設関係団体等の関係者で構成する「岩手県耐震改修促進協議会」を通して、耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換を行い、促進計画の円滑な実施を図ります。

(2) その他

促進計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直し等を行います。

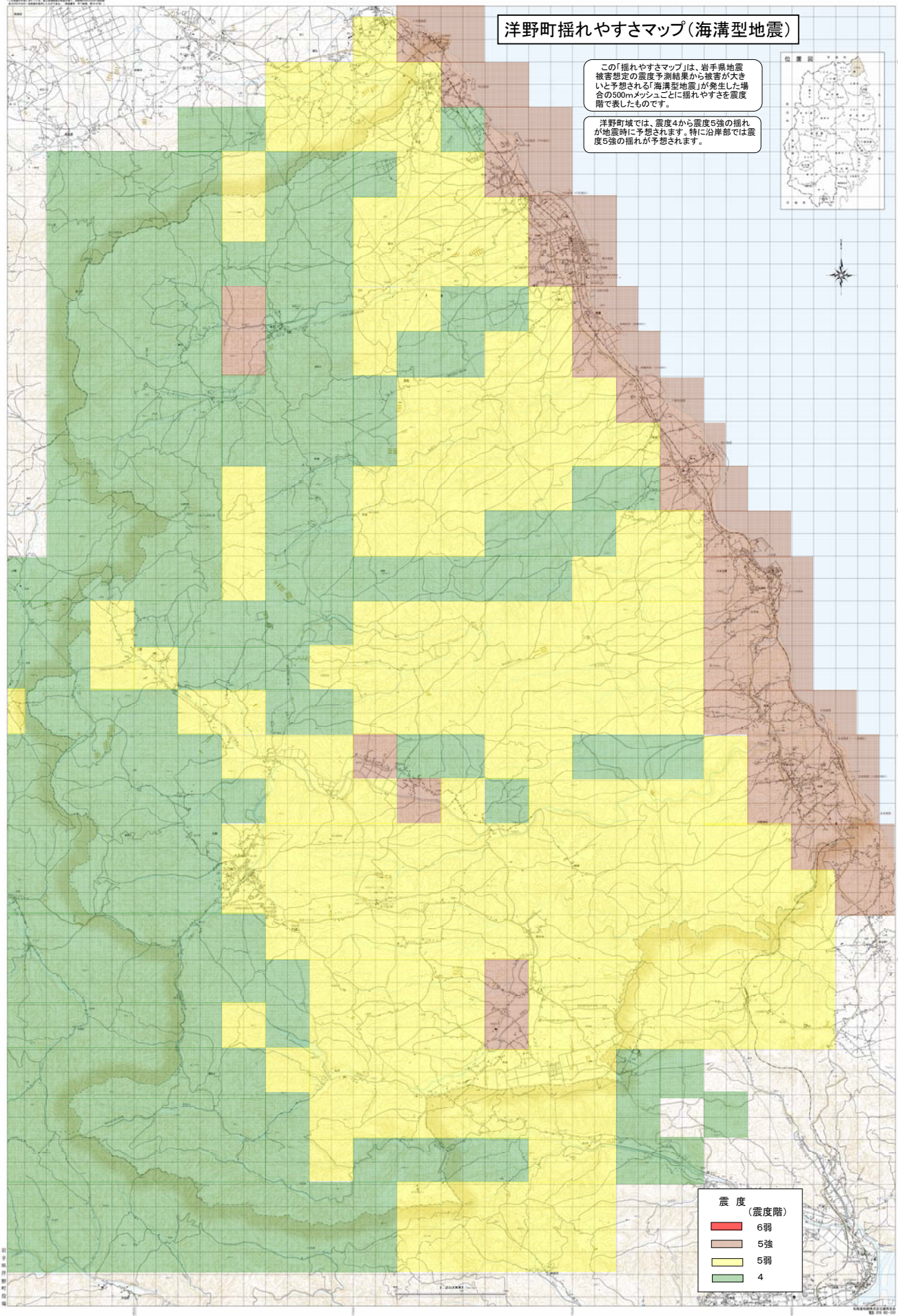
洋野町揺れやすさマップ(海溝型地震)

この「揺れやすさマップ」は、岩手県地震被害想定調査結果から被害が大きいと予想される「海溝型地震」が発生した場合の500mメッシュごとに揺れやすさを震度階で表したものです。

洋野町域では、震度4から震度5強の揺れが地震時に予想されます。特に沿岸部では震度5強の揺れが予想されます。



震度 (震度階)	
6弱	赤色
5強	茶色
5弱	黄色
4	緑色



多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第6条、耐震改修促進法施工令第2条関係）

用途		規模要件	指示対象となる規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは擁護学校	階数2以上1,000㎡以上 *屋内運動場の面積含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積含む
	上記以外の学校	階数3以上1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場		階数3以上1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎、下宿		階数3以上1,000㎡以上	
事務所		階数3以上1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上500㎡以上	750㎡以上
博物館美術館、図書館		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数3以上1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上1,000㎡以上	2,000㎡以上

最終改正 平成8年3月31日法律第21号
平成9年3月31日法律第26号
平成11年12月22日法律第160号
平成17年7月6日法律第82号
平成17年11月7日法律第120号
平成18年6月2日法律第50号

第1章

（目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資材の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対し安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性のこうじょうに関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第3条4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三 前項第1号の目的を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第4条第2項に規定する設立団体をいふ)、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第8条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものにあつて政令に定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であつて、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道

府県耐震改修促進計画に記載され道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の非難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立ち入り検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成7年政令第428号で平成7年12月25日から施行)

附 則 (平成17年11月7日法律第120号(抄))

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成18年政令第7号で平成18年1月26日から施行)

(検討)

第5条 政府は、この法律の施工後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

平成 7 年 12 月 22 日政令第 429 号

最終改正 平成 19 年 3 月 22 日政令第 55 号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第 1 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (以下「法」という。) 第 2 条第 3 項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物 (その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。) 以外の建築物とする。

2 法第 2 条第 3 項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く特別区の区域のものは、次に掲げる建築物 (第 2 号に掲げる建築物にあつては、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。) とする。

一 延べ面積 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令 338 号) 第 2 条第 1 項第 4 号に規定する延べ面積をいう。) が 1 万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第 51 条 (同法第 87 条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。) (市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。) 並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可が必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第 2 条 法第 6 条第 1 号の施お礼で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅 (共同住宅に限る。) 寄宿舍又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 郵便局、保健所、税務署これらに類する公益上必要な建築物

2 法第6条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が2で、かつ、床面積の合計が500平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは擁護学校(以下「小学校等」という。)老人ホーム、又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数が2で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの

三 学校(幼稚園及び小学校等を除く。)病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数が3で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの

四 体育館 床面積の合計が1000平方メートルのもの

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件)

第3条 法第6条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)

二 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス(次号及び第6号に掲げるものを除く。)

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

2 法第6条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第6号及び第7号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。)とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 10トン

ロ 爆薬 5トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個

ニ 銃用雷管 500万個

ホ 実砲若しくは空砲、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個

ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30トン

四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20立方メートル

五 マッチ 300マッチトン

六 可燃性のガス(次号及び第8号に掲げるものを除く。) 2万立方メートル

七 圧縮ガス 20万立方メートル

八 液化ガス 2000トン

九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20トン

十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 200トン

3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第4条 法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

一 12メートル以下の場合 6メートル

二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第5条 法第7条第2項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。） ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

一五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 郵便局、保健所、税務署これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園又は小学校等

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第7条第2項第3号に掲げる特定建築物

2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が2000平方メートルのもの

二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの

三 小学校等 床面積の合計が1500平方メートルのもの

四 前項第19号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第6条 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに

当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第11条第3項第2号住宅(共同住宅又は長屋に限る。)又は同項第4号の施設である建築物とする。

附則(抄)

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成7年12月25日)から施行する。

附則(平成18年1月25日政令第8号)

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成18年1月26日)から施行する。

建築基準法（抄）

昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号

最終改正 平成 19 年 3 月 31 日法律第 19 号

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第 10 条 特定行政庁は、第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐敗その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者は又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用期限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第 9 条第 2 項から第 9 項まで及び 11 項から第 15 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。

建築基準法施行令（抄）

昭和 25 年 11 月 16 日法律第 338 号

最終改正 平成 19 年 3 月 28 日 政令第 69 号

（勧告の対象となる建築物）

- 第 14 条の 2 法第 10 条第 1 項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 階数が 5 以上である建築物
 - 二 延べ面積が 1 000 平方メートルを超える建築物